

第1回みよし市指定管理者選定審査会次第

日 時 平成30年8月2日(木)
午後1時30分から午後3時(予定)
場 所 みよし市役所3階研修室1・2

1 委嘱状交付

2 市長あいさつ

3 会長、副会長の選出について

資料1・3～5 P.1・3～8

4 諮問

5 指定管理者選定審査会の趣旨について

(1) 審査会の趣旨について

資料2 P.2

(2) 審査会設置要綱

資料3～5 P.3～8

(3) 指定管理者の指定手続に関する条例

資料6 P.9～13

6 議題

(1) 指定管理者の選定について

資料7・8 P.14・15

ア 選定方法

イ 指定管理者の候補と期間

(2) 指定管理者募集要項(案)について

ア みよし市立福祉センター

資料9 P.16～20

イ みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」

資料10 P.21～25

ウ みよし市立老人憩いの家

資料11 P.26～30

エ みよし市明知下ふるさとふれあい広場

資料12 P.31～35

オ 太陽の広場

資料13 P.36～39

カ 申請者調書

資料14 P.40・41

7 その他

(1) 指定管理者選定スケジュール

資料15 P.42

(2) 対象施設概要

参考資料 P.43～48

(3) 第2回選定審査会開催日について

平成30年 月 日() 時 分から

みよし市指定管理者選定審査会（みよし市立福祉センター、みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」（3施設）、みよし市立老人憩いの家（12施設）、みよし市明知下ふるさとふれあい広場及び太陽の広場）

委員名簿

（順不同、敬称略）

	氏 名	役 職 名
委 員	浅野 俊夫	愛知大学名誉教授
委 員	藤田 茂弥	公認会計士
委 員	久野 知英	いきいきクラブみよし連合会代表
委 員	野々山 勝利	みよし市民生児童委員協議会代表
委 員	久野 重昭	みよし市区長会代表

オブザーバー	志水 孝行	愛知県豊田加茂福祉相談センター 地域福祉課地域福祉グループ課長補佐
--------	-------	--------------------------------------

指定管理者選定審査会の趣旨について

《指定管理対象施設》

審査会設置要綱名	対象施設名	所管部課
みよし市指定管理者選定審査会(みよし市立福祉センター等)設置要綱【資料3】	みよし市立福祉センター	福祉部 長寿介護課
	みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」(3施設)	
	みよし市立老人憩いの家(12施設)	
みよし市指定管理者選定審査会(明知下ふるさとふれあい広場)設置要綱【資料4】	明知下ふるさとふれあい広場	市民協働部 協働推進課
みよし市指定管理者選定審査会(太陽の広場)要綱【資料5】	太陽の広場	教育部 スポーツ課

《現況》

地方自治法第244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止)が改正され、平成15年9月2日に施行された。この法改正により平成18年度から「公の施設」の管理については、市が直接管理する場合を除き、「指定管理者制度」により下記の対象施設を管理している。

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間及び平成26年4月1日から平成31年3月31日までを管理することとなっている。

対象施設	指定管理者	選定
みよし市立福祉センター	社会福祉法人みよし市社会福祉協議会	非公募
みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」(3施設)	公益社団法人みよし市シルバー人材センター	非公募
みよし市立老人憩いの家(12施設)	地区いきいきクラブ	非公募
明知下ふるさとふれあい広場	明知下区	非公募
太陽の広場	福田区	非公募

現行の指定期間が平成30年度で終了するため、平成31年度から新たに指定管理者を選定する必要がある。

第1回指定管理者選定審査会は、「みよし市立福祉センター等・明知下ふるさとふれあい広場・太陽の広場指定管理者選定審査会設置要綱」第1条に基づき開催し、審査するものである。(施設所管課が作成した指定管理者募集要項(案)について、本選定審査会に意見を求め、承認を得る。)

みよし市指定管理者選定審査会（みよし市立福祉センター等）設置要綱

平成21年 3月26日

改正 平成28年 3月 1日

平成30年 7月 4日

三好町立福祉センター等指定管理者選定委員会設置要綱（平成20年 7月15日）の全部を改正する。

（設置）

第1条 この要綱は、みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、みよし市指定管理者選定審査会（みよし市立福祉センター等。以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 対象施設は、次のとおりとする。

- (1) みよし市立福祉センター
- (2) みよし市デイサービスセンター
- (3) みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」設置及び管理に関する条例（昭和63年三好町条例第1号）第2条に規定する3施設
- (4) みよし市老人憩いの家設置条例（昭和46年三好町条例第7号）第2条に規定する12施設

（所掌事務）

第3条 審査会は、前条に規定する施設について次に掲げる事務を処理する。

- (1) 指定管理候補者の募集に関すること。
- (2) 指定管理候補者の選定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

（組織）

第4条 委員は、条例別表に規定する者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から指定管理候補者の選定が完了する日までとする。

- 2 関係機関の役職をもって委嘱された者の任期は、その職にある期間とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 審査会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長の指名により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 審査会の事務局は、指定管理者選定審査会（みよし市立福祉センター等）担当課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月4日）

この要綱は、平成30年7月4日から施行する。

○みよし市指定管理者選定審査会(明知下ふるさとふれあい広場)設置要綱

平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 2 月 3 日

平成 30 年 3 月 28 日

平成 30 年 7 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、みよし市附属機関の設置に関する条例(平成 21 年三好町条例第 2 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、みよし市指定管理者選定審査会(明知下ふるさとふれあい広場)以下「審査会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) みよし市明知下ふるさとふれあい広場設置条例(平成 13 年三好町条例第 3 号)第 2 条に規定する明知下ふるさとふれあい広場の指定管理者となる候補者(以下「指定管理候補者」という。)の募集に関すること。
- (2) 指定管理候補者の選定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員は、条例別表に規定する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から指定管理候補者の選定が完了する日までとする。

2 関係機関の役職をもって委嘱された者の任期は、その職にある期間とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審査会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長の指名により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 7 条 審査会の事務局は、指定管理者選定審査会(明知下ふるさとふれあい広場)担当課に置く。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定

める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(みよし市地域ふるさとふれあい施設指定管理者選定委員会設置要綱の廃止)

2 みよし市地域ふるさとふれあい施設指定管理者選定委員会設置要綱(平成 20 年 7 月 1 日)は、廃止する。

附 則(平成 28 年 2 月 3 日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 28 日)

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 26 日)

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

みよし市指定管理者選定審査会（太陽の広場）設置要綱

平成21年4月1日

改正 平成30年7月6日

平成30年8月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、みよし市指定管理者選定審査会（太陽の広場）（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三好町条例第35号）別表第1に掲げる太陽の広場の指定管理者となる候補者（以下「指定管理候補者」という。）の募集に関すること。
- (2) 指定管理候補者の選定に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員は、条例別表に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から指定管理候補者の選定が完了する日までとする。

- 2 関係機関の役職をもって委嘱された者の任期は、その職にある期間とし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長の指名により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴

くことができる。

(事務局)

第7条 審査会の事務局は、指定管理者選定審査会（太陽の広場）担当課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月6日）

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

附 則（平成30年8月1日）

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

みよし市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成16年3月22日

条例第1号

改正 平成18年3月24日条例第8号

平成20年6月23日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、みよし市が設置する公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請受付期間（次条において「申請期間」という。）
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 申請の資格
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長が別に定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が別に定める申請書に次に掲げる書面を添えて、申請期間内に市長に申請しなければならない。

- (1) 申請の資格を有していることを証する書類
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する資料
- (5) その他市長が別に定める書類

(選定方法等)

第4条 市長は、前条の規定に基づく申請書等の提出があつたときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める事項
(暴力団の排除)

第4条の2 市長は、指定管理者の指定を受けようとする団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、指定管理者の候補者として選定しないものとする。

- (1) 団体の役員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が、その団体の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 団体の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 団体の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 団体の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 団体の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(公募によらない指定管理者の候補の選定等)

第5条 市長は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長は、あらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、第4条又は前条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、市長が別に定める指定通知書により指定管理者に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当って保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他市長が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が第4条の2各号に該当するに至ったときは、当該指定管理者の指定を取り消さなければならない。

2 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第9条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提

出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- (3) 利用に係る料金の収入実績
- (4) 管理に係る経費の収支状況
- (5) その他市長が別に定める事項

(秘密保持義務)

第11条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるように配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第14条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、この条例の規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第8号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の三好町公の施設に係る指定管理者の

指定手続等に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の三好町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年6月23日条例第22号）

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

指定管理者の選定について

1 選定方法

公の施設管理は、平成30年5月29日に開催した「みよし市公の施設管理方針検討委員会」で、施設の管理方針が決定された。(資料8参照)

③高齢者福祉施設(福祉センター、高齢者生きがいセンター「太陽の家」)は、団体事業と施設の設置目的及び市の施策とが密接不可分の関係にある施設。

④地域住民で構成する団体の地域活動拠点となっている施設(老人憩いの家、明知下ふるさとふれあい広場、太陽の広場)は、地元団体等との関わりが施設の管理運営上特に深い施設として、施設管理方針検討委員会の結果、指定管理者制度の継続とする。

それを受け、「みよし市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条に基づき、公募によらない指定管理者の候補の選定を当審査会で諮るものである。

2 指定管理者の候補と期間

候補 現在指定管理者として協定している団体を指定管理者の候補とする。

	施設名	指定管理者名
(1)	みよし市立福祉センター	社会福祉法人みよし市社会福祉協議会
(2)	みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」	公益社団法人みよし市シルバー人材センター
(3)	老人憩いの家(設置年順) ア 中部老人憩いの家 イ 福田老人憩いの家 ウ 筋生老人憩いの家 エ 打越老人憩いの家 オ 黒笹老人憩いの家 カ 西一色老人憩いの家 キ 明知下老人憩いの家 ク 新屋老人憩いの家 ケ 東山老人憩いの家 コ 三好下老人憩いの家 サ 福谷老人憩いの家 シ 明知上老人憩いの家	地区いきいきクラブ
(4)	明知下ふるさとふれあい広場	明知下行政区
(5)	太陽の広場	福田行政区

指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

平成31年度公の施設管理方針

現在ある公の施設の性格、現状を次の9つに分類し、方針を決定する。

	項目	管理方法	施設 区分数	備考
①	民間活力の活用により効果的、効率的な管理運営が可能な施設	指定管理者	3	ふるさと会館、勤労文化会館、障がい者福祉センター
②	経過措置として、当面、市関係団体等による管理を継続することが適当と判断される施設			
③	団体事業と施設の設置目的及び市の施策とが密接不可分の関係にある施設		2	福祉センター、高齢者生きがいセンター「太陽の家」
④	地元団体等との関わりが施設の管理運営上特に深い施設（地域住民で構成する団体の地域活動拠点となり、関係団体に施設を管理運営させることが適当な施設）		3	太陽の広場、明知下ふるさとふれあい広場、老人憩いの家（12）
⑤	市民のライフライン等に関わり、管理者の変更に慎重な判断が必要とされる施設	直営	5	コミュニティプラント施設（3）、農業集落排水施設（7）、公共下水道施設、準用河川、市道
⑥	施設が持つ高い公共性、専門性及び性格等を考慮し、市が主体となって直接管理運営することで最も効果的・効率的に施設の設置目的を達成することが見込まれる施設		8	児童遊園（10）、児童館（13）、保健センター、緑と花のセンター、子育て総合支援センター、歴史民俗資料館、石川家住宅、図書館学習交流プラザ
⑦	経過措置として、当面、市による管理を継続することが適当と判断される施設		15	市営住宅（3）、保育園（7）、三好公園、三好丘公園、三好丘桜公園、黒笹公園、保田ヶ池公園、（仮称）きたよし地区拠点施設、明越会館、やすらぎ霊園、地区公民館（6）、ゲートボール・グラウンドゴルフ場、きたよしグラウンド、カリヨンハウス、デイサービスセンター
⑧	個別法の規定により管理者が市に限定される施設		2	小中学校（12）、給食センター
⑨	施設の設置目的及び市の施策とが密接不可分の関係にある施設		4	旭グラウンド、地区コミュニティ広場（5）、市民情報サービスセンター、市民病院
	合計		42	110

みよし市立福祉センター指定管理者募集要項(案)

1 指定管理者制度の趣旨

平成15年9月に地方自治法(昭和22年法律第67号)が一部改正され、「公の施設」の管理について、これまでの「管理委託制度」に代わって住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目指し、議会の議決を経て指定された、民間業者を含む幅広い団体に管理を委ねる「指定管理者制度」が平成18年度から導入されました。

みよし市立福祉センターの管理運営について、高齢者の福祉向上に寄与し良好な施設運営を期待できる法人又は団体を指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)として募集します。

2 施設の概要等

(1) 施設の名称

みよし市立福祉センター

(2) 所在地

みよし市三好町陣取山39番地5

(3) 設置目的

市内在住の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の管理、増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませること。

(4) 構造 鉄筋コンクリート造3階建

(5) 設置年月日 昭和55年3月20日

(6) 敷地面積 4,384.28平方メートル

(7) 延床面積 2,129.10平方メートル

(8) 施設の内容 機能回復訓練室、ボランティア室、教養娯楽室、会議室、大ホール等

3 指定管理者が行う業務等

(1) 業務の範囲

ア 施設の維持及び管理

(ア) 住民が快適かつ安全に利用できるようにするための施設の修繕(大規模な修繕は、除く。)

(イ) 設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限及び衛生的環境の確保

(ウ) 火災、盗難等の事故・事件の予防等の施設の維持及び管理(消防設備、非常通報装置、ガス器具点検等)

イ みよし市立福祉センター設置及び管理に関する条例(昭和54年三好町条例第21号。以下「福祉センター条例」という。)第8条第1項に基づく施設の利用許可

ウ サービスの提供に係る利用料の收受

エ 福祉センター条例第12条第4項に基づく利用料の減額及び免除

オ 福祉センター条例第3条各号に掲げる次の事業

(ア) 高齢者、身体障害者及び知的障害者の機能回復に関すること。

(イ) 高齢者の生業及び就労の指導に関すること。

(ウ) いきいきクラブの援助に関すること。

- (エ) 各種の福祉相談に関すること。
- (オ) 教養講座等の実施に関すること。
- (カ) 介護保険事業に関すること。
- (キ) 障害者自立支援事業に関すること。
- (ク) その他社会福祉に関すること。

カ 上記業務に付随する業務

(2) 休館日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(3) 利用時間

午前8時30分から午後5時まで。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

4 利用料

(1) 利用料は、指定管理者がその収入として收受する。

(2) 利用料の額

利用料の額は、福祉センター条例別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が、市長の承認を得て定める。

5 申請受付期間

平成30年8月17日(金)から平成30年9月18日(火) [33日間]

6 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日(5年間)

ただし、この期間は、平成30年12月みよし市議会定例会での議決により確定することとなるので留意すること。

7 申請の資格

申請の資格を有する者は、次のいずれにも該当するものであること。

(1) 法人であること。

(2) 次の者に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

ウ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

エ 本市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な

- 価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
オ みよし市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) その他、指定期間中、みよし市立福祉センターの管理運営を円滑かつ安定して実施できる者であること。

8 選定の基準

指定管理者を選定する際は、次のいずれにも該当することを条件とする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

9 申請書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請受付期間内に市長に提出すること。(各1部提出)

- (1) 申請の資格を有していることを証する書類
 - ア 法人であることを証する書類
登記簿謄本の写し及び法人の定款の写し
 - イ 法人が、「7 申請の資格(2)」に該当しないことを証する書類
 - (ア) 法律行為を行う能力の確認
 - (イ) 申立書、市税の納税証明書等
- (2) 管理を行う施設の事業計画書及び管理に係る収支計画書
 - ア 施設の管理に係る基本方針
 - イ 指定期間内の年度ごとの事業計画書
 - ウ 人員体制について記載した書類
 - エ 指定期間内の年度ごと及び合計の収支計画書
- (3) 当該法人の経営状況を説明する書類
 - ア 前事業年度の収支(損益)計算書
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録
 - ウ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類
- (4) その他市長が別に定める書類
法人の活動内容等を記載した書類として法人の事業報告書、役員名簿、組織に関する事項について記載した書類等

10 提出先

みよし市役所 福祉部 長寿介護課

11 指定管理者の決定

- (1) 指定管理者の決定方法
 - ア 選定の方法

申請を受理した後、みよし市指定管理者選定審査会で選定を行う。

イ 議会の議決

みよし市指定管理者選定審査会で選定された団体を、指定管理者として指定する議案を平成30年12月議会定例会に提案する。

ウ 指定の通知

議決後、指定管理者に対し、指定の通知を行う。

(2) 指定の公表

議決後、市民に対し、当該施設の指定管理者を告示する。

(3) 協定の締結

指定の通知後、市と指定管理者の双方で協議した後、当該施設の維持管理、運営等に関する基本的な事項を定めた包括的な協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

続いて、平成31年3月議会定例会で、平成31年度の当該業務に関する予算が可決された後、平成31年度の管理料等を定めた年度ごとの協定（以下「年度協定」という。）を締結する。（ただし、予算が否決された場合は、当該業務に関する予算が可決するまで、指定管理業務は休業状態となるため、承知しておくこと。）

年度協定は、次年度以降、毎年度締結するものとする。

(4) 指定の取消し等

指定管理者が市長の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずる。

ア 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

イ 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。

ウ 福祉センター条例、みよし市立福祉センター管理規則（昭和54年三好町規則第6号）又は基本協定及び年度協定に定める規定に違反したとき。

エ みよし市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年三好町条例第1号）第2条第5号の規定により明示する申請の資格を失ったとき。

オ 申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

カ 法人の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。

キ 組織的な非違行為が行われていた場合など、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

ク 管理業務が行われないとき。

これらの事由に該当した場合は、当該事由の重大性、当該事由が発生した原因（正当事由の有無）、処分を行った場合のその施設の運営と市民に対する影響の大きさ、他の指定管理者に対する措置との公平性等の観点から、指定の取消し等を行うことができるものとする。

12 今後のスケジュール

月 日	項 目
平成30年10月	指定管理者候補者の選定
平成30年12月	指定管理者候補者の指定議案を議会に提案
平成30年12月	議決後、指定の通知
平成31年1月	基本協定の締結
平成31年3月	年度協定の締結（予算可決後）
平成31年4月	指定管理業務の開始

13 問合せ先

〒470-0295

みよし市三好町小坂50番地

みよし市役所 福祉部 長寿介護課

電 話 0561-32-8009 (直通)

ファクシ 0561-34-3388

電子メール choju@city.aichi-miyoshi.lg.jp

みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」指定管理者募集要項（案）

1 指定管理者制度の趣旨

平成15年9月に地方自治法（昭和22年法律第67号）が一部改正され、「公の施設」の管理について、これまでの「管理委託制度」に代わって住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目指し、議会の議決を経て指定された、民間業者を含む幅広い団体に管理を委ねる「指定管理者制度」が平成18年度から導入されました。

みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」の管理運営について、高齢者の福祉向上に寄与し良好な施設運営を期待できる法人又は団体を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として募集します。

2 施設概要等

(1) みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」

ア 所在地	みよし市三好町井ノ花100番地1
イ 構造	鉄骨造平屋建
ウ 設置年月日	昭和63年4月1日
エ 敷地面積	6,254.96平方メートル
オ 延床面積	1,860.32平方メートル
カ 施設の内容	作業室、ガラス温室、アクリル温室、ビニルハウス等

(2) みよし市高齢者生きがいセンター「福谷太陽の家」（みよし市立福谷老人憩いの家に併設）

ア 所在地	みよし市福谷町蔵屋敷1番地
イ 構造	鉄骨造平屋建
ウ 設置年月日	平成7年7月1日
エ 敷地面積	2,867.00平方メートル
オ 延床面積	114.66平方メートル
カ 施設の内容	作業室等

(3) みよし市高齢者生きがいセンター「東山太陽の家」（みよし市立東山老人憩いの家に併設）

ア 所在地	みよし市三好町東山45番地1
イ 構造	鉄骨造平屋建
ウ 設置年月日	平成7年7月1日
エ 敷地面積	766.20平方メートル
オ 延床面積	80.73平方メートル
カ 施設の内容	作業室等

3 設置目的

高齢者に健康で生き生きと活動する場を提供するとともに、地域住民との交流及び健康保持のための保健指導を推進すること。

4 指定管理者が行う業務等

(1) 業務の範囲

ア 施設の維持及び管理

(7) 住民が快適かつ安全に利用できるようにするための施設の修繕（大規模な修繕は、除く。）

(4) 設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限及び衛生的環境の確保

(7) 火災、盗難等の事故・事件の予防等の施設の維持及び管理（消防設備、非常通報装置、ガス器具点検等）

イ みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」の設置及び管理に関する条例（昭和63年三好町条例第1号。以下「生きがいセンター条例」という。）第9条第1項に基づく施設の利用許可

ウ 生きがいセンター条例第3条各号に掲げる次の事業

(7) 高齢者の生きがいを高めるための就業機会の提供に関すること

(4) 高齢者の教養の向上及びレクリエーションに関すること

(7) 高齢者と地域住民との交流に関すること

(エ) 高齢者の健康保持のための相談及び指導に関すること

(オ) その他市長が必要と認める事業

エ 上記業務に付随する業務

(2) 休所日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開所し、又は休所することができる。

(3) 利用時間

午前9時から午後5時まで。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

5 申請受付期間

平成30年8月17日（金）から平成30年9月18日（火）[33日間]

6 利用料金

利用料金は、無料とする。

7 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日（5年間）

ただし、この期間は、平成30年12月みよし市議会定例会での議決により確定することとなるので留意すること。

8 申請の資格

申請の資格を有する者は、次のいずれにも該当するものであること。

(1) 法人であること。

(2) 次の者に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている

者

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

ウ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

エ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

オ みよし市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

(3) その他、指定期間中、みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」の管理運営を円滑かつ安定して実施できる者とする。

9 選定の基準

指定管理者を選定する際は、次のいずれにも該当することを条件とする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

10 申請書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請受付期間内に市長に提出すること。（各1部提出）

- (1) 申請の資格を有していることを証する書類
 - ア 法人であることを証する書類
登記簿謄本の写し及び法人の定款の写し
 - イ 法人が、「8 申請の資格(2)」に該当しないことを証する書類を証する書類
 - (ア) 法律行為を行う能力の確認
 - (イ) 申立書、市税の納税証明書等
- (2) 管理を行う施設の事業計画書及び管理に係る収支計画書
 - ア 施設の管理に係る基本方針
 - イ 指定期間内の年度ごとの事業計画書
 - ウ 人員体制について記載した書類
 - エ 指定期間内の年度ごと及び合計の収支計画書
- (3) 当該法人の経営状況を説明する書類
 - ア 前事業年度の収支（損益）計算書
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録
 - ウ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類
- (4) その他市長が別に定める書類
法人の活動内容等を記載した書類として法人の事業報告書、役員名簿、組織に関する事項について記載した書類等

1 1 提出先

みよし市役所 福祉部 長寿介護課

1 2 指定管理者の決定

(1) 指定管理者の決定方法

ア 選定の方法

申請を受理した後、みよし市指定管理者選定審査会で選定を行う。

イ 議会の議決

みよし市指定管理者選定審査会で選定された団体を、指定管理者として指定する議案を平成30年12月議会定例会に提案する。

ウ 指定の通知

議決後、指定管理者に対し、指定の通知を行う。

(2) 指定の公表

議決後、市民に対し、当該施設の指定管理者を告示する。

(3) 協定の締結

指定の通知後、市と指定管理者の双方で協議した後、当該施設の維持管理、運営等に関する基本的な事項を定めた包括的な協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

続いて、平成31年3月議会定例会で、平成31年度の当該業務に関する予算が可決された後、平成31年度の管理料等を定めた年度ごとの協定（以下「年度協定」という。）を締結する。（ただし、予算が否決された場合は、当該業務に関する予算が可決するまで、指定管理業務は休業状態となるため、承知しておくこと）

年度協定は、次年度以降、毎年度締結するものとする。

(4) 指定の取消し等

指定管理者が市長の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずる。

ア 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

イ 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。

ウ 生きがいセンター条例、みよし市高齢者生きがいセンター「太陽の家」管理運営規則（昭和63年三好町規則第1号）又は基本協定及び年度協定に定める規定に違反したとき。

エ みよし市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年三好町条例第1号）第2条第5号の規定により明示する申請の資格を失ったとき。

オ 申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

カ 法人の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。

キ 組織的な非違行為が行われていた場合など、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

ク 管理業務が行われなとき。

これらの事由に該当した場合は、当該事由の重大性、当該事由が発生した原因（正当事由の有無）、処分を行った場合のその施設の運営と市民に対する影響の大きさ、他

の指定管理者に対する措置との公平性等の観点から、指定の取消し等を行うことができるものとする。

13 今後のスケジュール

月 日	項 目
平成30年10月	指定管理者候補者の選定
平成30年12月	指定管理者候補者の指定議案を議会に提案
平成30年12月	議決後、指定の通知
平成31年1月	基本協定の締結
平成31年3月	年度協定の締結（予算可決後）
平成31年4月	指定管理業務の開始

14 問合せ先

〒470-0295

みよし市三好町小坂50番地

みよし市役所 福祉部 長寿介護課

電 話 0561-32-8009（直通）

ファクシ 0561-34-3388

電子メール choju@city.aichi-miyoshi.lg.jp

みよし市立老人憩いの家指定管理者募集要項（案）

1 指定管理者制度の趣旨

平成15年9月に地方自治法(昭和22年法律第67号)が一部改正され、「公の施設」の管理について、これまでの「管理委託制度」に代わって住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目指し、議会の議決を経て指定された、民間業者を含む幅広い団体に管理を委ねる「指定管理者制度」が平成18年度から導入されました。

みよし市立老人憩いの家の管理運営について、高齢者の福祉向上に寄与し良好な施設運営を期待できる法人又は団体を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として募集します。

2 施設の概要等

(1) 名称、所在地、構造、開館年月日、敷地面積、延床面積及び施設内容

別紙「みよし市立老人憩いの家施設概要」参照

(2) 設置目的

市内に居住する高齢者に対して教養の向上、レクリエーション及び趣味活動等のため、その場を与えもって高齢者の心身の健康の増進を図る。

3 指定管理者が行う業務等

(1) 業務の範囲

ア 施設の維持及び管理

(ア) 住民が快適かつ安全に利用できるようにするための施設の修繕（大規模な修繕は、除く。）

(イ) 設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限及び衛生的環境の確保

(ウ) 火災、盗難等の事故・事件の予防等の施設の維持及び管理（消防設備、非常通報装置、ガス器具点検等）

イ 施設の利用許可

みよし市立老人憩いの家設置条例（昭和46年三好町条例第7号。以下「憩いの家条例」という。）第7条第1項に基づく利用許可

ウ 上記業務に付随する業務

(2) 利用時間

午前9時から午後5時まで。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(3) 休館日

ア 月曜日及び火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。

イ 法に規定する休日

ウ 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開

館し、又は休館することができる。

4 申請受付期間

平成30年8月17日（金）から平成30年9月18日（火）[33日間]

5 使用料

使用料の額は、憩いの家条例別表に掲げる額とする。ただし、60歳以上の利用者であって、かつ、憩いの家条例第2条の目的による利用者の使用料は、無料とする。

6 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日（5年間）

ただし、この期間は、平成30年12月みよし市議会定例会での議決により確定することとなるので留意すること。

7 申請の資格

申請の資格を有する者は、次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 団体であること（法律上、個人は指定管理者になることはできないが、法人格の有無は問わない。）。
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - キ みよし市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) その他、指定期間中、みよし市立老人憩いの家の管理運営を円滑かつ安定して実施できる団体とする。

8 選定の基準

指定管理者を選定する際は、次のいずれにも該当することを条件とする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。

- (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

9 申請書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする団体等は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請受付期間内に市長に提出すること。(各1部提出)

(1) 申請の資格を有していることを証する書類

ア 団体であることを証する書類

(ア) 法人の場合

登記簿の謄本など

(イ) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合

地方自治法第260条の2第12項の証明書など

(ウ) その他の非法人の場合

団体の規約、構成員名簿など

イ 団体又はその代表者が、「7 申請の資格(2)」に該当しないことを証する書類

(ア) 法律行為を行う能力の確認(非法人の場合)については、代表者の身分証明書など

(イ) その他の事由の確認については、代表者からの申立書、市税の納税証明書など

(2) 管理を行う施設の事業計画書及び管理に係る収支計画書

ア 施設の管理に係る基本方針

イ 指定期間内の年度ごとの事業計画書

ウ 人員体制について記載した書類

エ 指定期間内の年度ごと及び合計の収支計画書

(3) 当該団体の経営状況を説明する書類

ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成している団体のみ)

ウ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに施設の管理業務以外の事業を開始する団体のみ)

(4) その他市長が別に定める書類

団体の定款又は寄附行為、事業報告書、役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類等

10 提出先

みよし市役所 福祉部 長寿介護課

1.1 指定管理者の決定

(1) 指定管理者の決定方法

ア 選定の方法

申請を受理した後、みよし市指定管理者選定審査会で選定を行う。

イ 議会の議決

みよし市指定管理者選定審査会で選定された団体を、指定管理者として指定する議案を平成30年12月議会定例会に提案する。

ウ 指定の通知

議決後、指定管理者に対し、指定の通知を行う。

(2) 指定の公表

議決後、市民に対し、当該施設の指定管理者を告示する。

(3) 協定の締結

指定の通知後、市と指定管理者の双方で協議した後、当該施設の維持管理、運営等に関する基本的な事項を定めた包括的な協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

続いて、平成31年3月議会定例会で、平成31年度の当該業務に関する予算が可決された後、平成31年度の管理料等を定めた年度ごとの協定（以下「年度協定」という。）を締結する。（ただし、予算が否決された場合は、当該業務に関する予算が可決するまで、指定管理業務は休業状態となるため、承知しておくこと）

年度協定は、次年度以降、毎年度締結するものとする。

(4) 指定の取消し等

指定管理者が市長の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずる。

ア 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

イ 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。

ウ 憩いの家条例、みよし市立老人憩いの家規則（昭和49年三好町規則第2号）又は基本協定及び年度協定に定める規定に違反したとき。

エ みよし市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年三好町条例第1号）第2条第5号の規定により明示する申請の資格を失ったとき。

オ 申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

カ 団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。

キ 組織的な非違行為が行われていた場合など、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

ク 管理業務が行われないうとき。

これらの事由に該当した場合は、当該事由の重大性、当該事由が発生した原因（正

当事由の有無)、処分を行った場合のその施設の運営と市民に対する影響の大きさ、他の指定管理者に対する措置との公平性等の観点から、指定の取消し等を行うことができるものとする。

12 今後のスケジュール

月 日	項 目
平成30年10月	指定管理者候補者の選定
平成30年12月	指定管理者候補者の指定議案を議会に提案
平成31年1月	議決後、指定の通知
平成31年1月	基本協定の締結
平成31年3月	年度協定の締結（予算可決後）
平成31年4月	指定管理業務の開始

13 問合せ先

〒470-0295

みよし市三好町小坂50番地

みよし市役所 福祉部 長寿介護課

電 話 0561-32-8009 (直通)

ファクシ 0561-34-3388

電子メール choju@city.aichi-miyoshi.lg.jp

明知下ふるさとふれあい広場 指定管理者募集要項（案）

1 指定管理者制度の趣旨

平成15年9月に地方自治法（昭和22年法律第67号）が一部改正され、「公の施設」の管理について、これまでの「管理委託制度」に代わって住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目指し、議会の議決を経て指定された、民間業者を含む幅広い団体に管理を委ねる「指定管理者制度」が平成18年度から導入されました。

住民が自ら行う地域づくりを支援し、又は地域振興に資するため設置された、明知下ふるさとふれあい広場を管理する指定管理者を募集します。

2 施設概要

- (1) 名 称 明知下ふるさとふれあい広場
- (2) 所 在 地 みよし市明知町二本木6番地2
- (3) 設置年月日 平成13年4月1日（平成18年4月1日から指定管理制度導入）
- (4) 面 積 3,795.45㎡

3 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

ア 施設の維持及び管理

- (ア) 住民が快適かつ安全に利用できるようにするための施設の修繕（大規模な修繕は除く。）
- (イ) 遊具点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生的環境の確保
- (ウ) 火災、盗難などの事故・事件の予防等の施設の維持及び管理
- (エ) 保守管理（樹木管理、遊具点検）

イ 施設の利用許可

みよし市明知下ふるさとふれあい広場設置条例（平成13年三好町条例第3号）第6条第1項に基づく利用許可

ウ 上記業務に付随する業務

(2) 利用時間

午前9時から午後5時まで（休業日については、市長と事前に協議し承認を得た日とする。）

4 申請受付期間

平成30年8月17日（金）から平成30年9月18日（火）〔33日間〕

5 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日（5年間）

ただし、この期間は平成30年12月みよし市議会定例会での議決により確定することとなるので留意すること。

6 申請の資格

申請の資格を有する者は、次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 団体であること（法律上、個人は指定管理者になることはできないが、法人格の有無は問わない。）。
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - キ みよし市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) その他、指定期間中、明知下ふるさとふれあい広場の管理運営を円滑かつ安定して実施できる団体とする。

7 選定の基準

指定管理者を選定する際は、次のいずれにも該当することを条件とする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

8 申請書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする団体等は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請受付期間内に市長に提出すること。（各1部提出）

- (1) 申請の資格を有していることの書類
 - ア 団体であることを証する書類
 - (ア) 法人の場合 登記簿の謄本等
 - (イ) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合 地方自治法第260条の2第12項の証明書など
 - (ウ) その他の非法人の場合 団体の規約、構成員名簿など

- イ 団体又はその代表者が「6 申請の資格(2)」に該当しないことを証する書類
 - (ア) 法律行為を行う能力の確認(非法人の場合)については、代表者の身分証明書など
 - (イ) その他の事由の確認については、代表者からの申立書、市税の納税証明書など
- (2) 管理を行う施設の事業計画書及び管理に係る収支計画書
 - ア 施設の管理に係る基本方針
 - イ 指定期間内の年度ごとの事業計画書
 - ウ 人員体制について記載した書類
 - エ 指定期間内の年度ごと及び合計の収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
 - ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成している団体のみ)
 - ウ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに施設の管理業務以外の事業を開始する団体のみ)
- (4) その他市長が別に定める書類
 - 団体の定款又は寄附行為、事業報告書、役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類等

9 提出先

みよし市役所 市民協働部 協働推進課

10 指定管理者の決定

(1) 指定管理者の決定方法

ア 選定の方法

申請を受理した後、みよし市指定管理者選定審査会で選定を行う。

イ 議会の議決

みよし市指定管理者選定審査会で選定された団体を指定管理者として指定する議案を平成30年12月議会定例会に提案する。

ウ 指定の通知

議決後、指定管理者に対し、指定の通知を行う。

(2) 指定の公表

議決後、市民に対し、当該施設の指定管理者を告示する。

(3) 協定の締結

指定の通知後、市と指定管理者の双方で協議した後、当該施設の維持管理、運営等に関する基本的な事項を定めた包括的な協定(以下「基本協定」という。)を締結する。

続いて、平成31年3月議会定例会で、平成31年度の当該業務に関する予算が可決

された後、平成31年度の管理料等を定めた年度ごとの協定（以下「年度協定」という。）を締結する。（ただし、否決された場合は当該業務に関する予算が可決するまで、指定管理業務は休業状態となるため、承知しておくこと）

年度協定は、次年度以降、毎年度締結するものとする。

(4) 指定の取消し等

指定管理者が市長の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずる。

ア 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

イ 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。

ウ みよし市明知下ふるさとふれあい広場設置条例、みよし市明知下ふるさとふれあい広場設置条例施行規則（平成13年三好町規則第3号）又は基本協定及び年度協定に定める規定に違反したとき。

エ みよし市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年三好町条例第1号）第2条第5号の規定により明示する申請資格を失ったとき。

オ 申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

カ 団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。

キ 組織的な非違行為が行われていた場合など、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。

ク 管理業務が行われなとき。

これらの事由に該当した場合は、当該事由の重大性、当該事由が発生した原因（正当事由の有無）、処分を行った場合のその施設の運営と市民に対する影響の大きさ、他の指定管理者に対する措置との公平性等の観点から、指定の取消し等を行うことができるものとする。

1.1 今後のスケジュール

日 程	項 目
平成30年10月	指定管理者候補者の選定
平成30年12月	指定管理者候補者の指定議案を議会に提案
平成31年1月	議決後、指定の通知
平成31年1月	基本協定の締結
平成31年3月	年度協定の締結（予算可決後）
平成31年4月	指定管理業務の開始

1.2 問合せ先

〒470-0295

みよし市三好町小坂50番地

みよし市 市民協働部 協働推進課

電話 0561-32-8025 (直通)

ファクシ 0561-76-5702

電子メール kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

太陽の広場指定管理者募集要項（案）

1 指定管理者制度の趣旨

平成15年9月に地方自治法（昭和22年法律第67号）が一部改正され、「公の施設」の管理について、これまでの「管理委託制度」に代わって住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目指し、議会の議決を経て指定された、民間業者を含む幅広い団体に管理を委ねる「指定管理者制度」が平成18年度から導入されました。

太陽の広場の管理運営について、生涯スポーツの振興及び普及に寄与し良好な施設運営を期待できる法人又は団体を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として募集します。

2 施設概要

名称	太陽の広場
所在地	みよし市福田町東屋敷43番地3
設置目的	生涯スポーツを振興及び普及させるため、広く住民が利用できる施設として昭和57年4月1日に設置
施設概要	多目的広場 3,319㎡ 付属施設：トイレ

3 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

ア 施設の維持及び管理

住民が快適かつ安全に利用できるようにするための施設の修繕（大規模な修繕は、除く。）、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生的環境の確保、火災、盗難などの事故・事件の予防等施設の維持及び管理

イ 施設の利用許可

みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三好町条例第35号）第5条第1項に基づく利用許可

ウ 上記業務に付随する業務

(2) 開場時間

午前9時から午後5時まで

4 申請受付期間

平成30年8月17日（金）から平成30年9月18日〔火〕〔33日間〕

5 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日（5年間）

ただし、この期間は、平成30年12月みよし市定例議会での議決により確定することとなるので留意すること。

6 申請の資格

申請の資格を有する者は、次のいずれにも該当するものであること。

(1) 団体であること（法律上、個人は指定管理者になることはできないが、法人格の有無は問わない。）。

(2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - キ みよし市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) その他、指定期間中太陽の広場の管理運営を円滑かつ安定して実施できる団体とする。

7 選定の基準

指定管理者を選定する際は、次のいずれにも該当することを条件とする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること
- (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること

8 申請書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする団体等は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請受付期間内に市長に提出すること。（各1部提出）

(1) 申請の資格を有していることの書類

ア 団体であることを証する書類

(ア) 法人の場合

登記簿の謄本等

(イ) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合

地方自治法第260条の2第12項の証明書など

(ウ) その他の非法人の場合

団体の規約、構成員名簿など

イ 団体又はその代表者が「6申請の資格(2)」の事由に該当しないことを証する書類

(ア) 法律行為を行う能力の確認（非法人の場合）については、代表者の身分証明書など

(イ) その他の事由の確認については、代表者からの申立書、市税の納税証明書など

(2) 管理を行う施設の事業計画書及び管理に係る収支計画書

- ア 施設の管理に係る基本方針
- イ 指定期間内の年度ごとの事業計画書
- ウ 人員体制について記載した書類
- エ 指定期間内の年度ごと及び合計の収支計画書

(3) 当該団体の経営状況を説明する書類

- ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体のみ）
- ウ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに施設の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）

(4) その他市長が別に定める書類

- ア 団体の活動内容等を記載した書類
団体の定款又は寄附行為、事業報告書、役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類等
- イ その他、スポーツ課が必要と認める書類

9 提出先

みよし市教育委員会 教育部 スポーツ課（三好公園総合体育館内）

10 指定管理者の決定

(1) 指定管理者の決定方法

- ア 選定の方法
申請を受理した後、太陽の広場指定管理者選定審査会で選定を行う。
- イ 議会の議決
みよし市指定管理者選定審査会で選定された団体を指定管理者として指定する議案を、平成30年12月議会定例会に提案する。
- ウ 指定の通知
議決後、指定管理者に対し、指定の通知を行う。

(2) 指定の公表

議決後、市民に対し、当該施設の指定管理者を告示する。

(3) 協定の締結

指定の通知後、市と指定管理者の双方で充分協議した後、当該施設の維持管理、運営等に関する基本的な事項を定めた包括的な協定（以下「基本協定」という。）を締結する。続いて、平成31年3月議会定例会で、平成31年度の当該業務に関する予算が可決された後、平成31年度の管理料等を定めた年度ごとの協定（以下「年度協定」という。）を締結する。（ただし、否決された場合は当該業務に関する予算が可決するまで、指定管理業務は休業状態となるため、承知しておくこと）

年度協定は、次年度以降、毎年度締結するものとする。

(4) 指定の取消し等

指定管理者が市長の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずる。

ア 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

イ 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。

ウ 設置条例、設置規則又は協定に定める規定に違反したとき。

エ みよし市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年三好町条例第1号）第2条第5号の規定により明示する申請資格を失ったとき。

オ 申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

カ 団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。

キ 組織的な非違行為が行われていた場合など、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき。

ク 管理業務が行われないうとき。

これらの事由に該当した場合は、当該事由の重大性、当該事由が発生した原因（正当事由の有無）、処分を行った場合のその施設の運営と市民に対する影響の大きさ、他の指定管理者に対する措置との公平性等の観点から、指定の取消し等を行うことができるものとする。

11 今後のスケジュール

日 程	項 目
平成30年10月	指定管理者候補者の選定
平成30年12月	指定管理者候補者の指定議案を議会に提案
平成30年12月	議決後、指定の通知
平成31年1月	基本協定の締結
平成31年3月	年度協定の締結（予算可決後）
平成31年4月	指定管理業務の開始

12 問合せ先

〒470-0224

みよし市三好町池ノ原1番地

みよし市教育委員会 教育部 スポーツ課

電 話 0561-32-8027（直通）

ファクシミリ 0561-34-6030

電子メール sports@city.aichi-miyoshi.lg.jp

申請者 調書

該当施設名	
設置目的	
施設概要	<p style="text-align: right;">建</p> <p>設置年月日 昭和・平成 年 月 日</p> <p>敷地面積 m²</p> <p>延床面積 m²</p> <p>施設の内容</p>
法人・団体名	
代表者名	
法人・団体所在地	みよし市
指定管理実績	
団体の分類 (条例第5条2項)	<input type="checkbox"/> 本市出資法人 <input type="checkbox"/> 公共団体 <input type="checkbox"/> 公共的団体
申請書類 (条例第3条)	<p>1 申請の資格を有していることを証する書類</p> <p>(1) 団体であることを証する書類</p> <p>2 管理を行う公の施設の事業計画書</p> <p>(1) 施設の管理に係る基本方針</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 魅力ある施設のために</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 利用者の意見反映</p> <p>(2) 指定期間内の年度ごとの事業計画書</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 業務</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 業務</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 施設利用料金徴収業務</p> <p>(3) 人員体制について記載した書類</p> <p style="padding-left: 20px;">常勤職員 名</p> <p style="text-align: center;">※緊急時連絡体制</p>

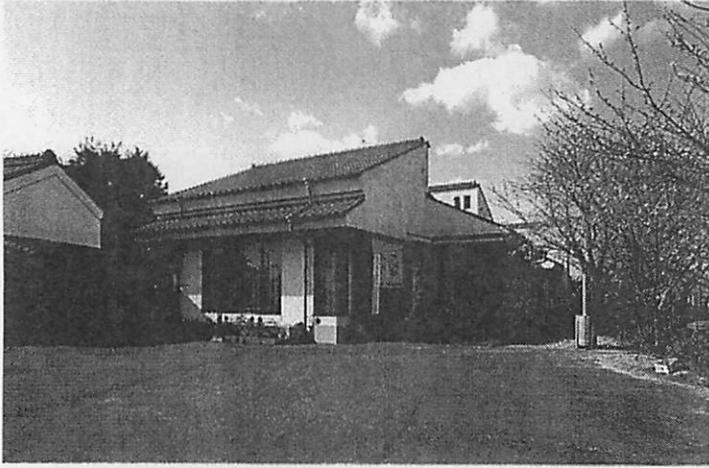
	<p>3 管理に係る収支計画書 指定期間内の年度ごと及び合計の収支計画書</p> <p>平成31年度事業費 収入 千円 (指定管理料) 支出 千円 (管理運営費)</p> <p>平成32年度事業費 収入 千円 (指定管理料) 支出 千円 (管理運営費)</p> <p>平成33年度事業費 収入 千円 (指定管理料) 支出 千円 (管理運営費)</p> <p>平成34年度事業費 収入 千円 (指定管理料) 支出 千円 (管理運営費)</p> <p>平成35年度事業費 収入 千円 (指定管理料) 支出 千円 (管理運営費)</p> <p>平成31年度から35年度までの収支計画 収入 千円 支出 千円</p> <p>4 当該団体の経営状況を説明する資料 <input type="checkbox"/> 前事業年度の収支 (損益) 計算書又はこれらに相当する書類 <input type="checkbox"/> 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類</p>
	<p>5 その他市長が別に定める書類 (※市長が必要と認めた場合のみ)</p> <p>(1) 団体の活動内容等を記載した書類 <input type="checkbox"/> 団体の定款 <input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 役員名簿</p> <p>(2) その他施設の所管課が必要と認める書類 <input type="checkbox"/> その他施設の所管課が必要と認める書類 (現在事項全部証明書)</p>
<p>選定基準 (条例第4条)</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること ○施設管理に係る基本方針</p> <p><input type="checkbox"/> 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること ○事業計画書</p> <p><input type="checkbox"/> 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること ○管理に係る収支計画書</p> <p><input type="checkbox"/> 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ○前事業年度収支計算書 (又はそれに相当する書類)・貸借対照表、財産目録 ○現事業年度収支予算書 (又はそれに相当する書類) ○人員体制について記載した書類</p>

公の施設指定管理選定スケジュール

実施時期	事 項	内 容
平成30年 5月29日	公の施設管理方針検討委員会	施設管理方針を決定 ・指定管理者制度の継続を確認
8月2日	指定管理者選定審査会の開催(第1回)	指定管理者を非公募で選定する旨の承認を得る。 募集要綱(案)を指定管理者選定審査会に諮り、承認を得る。
8月、9月	申請受付(受付期間は30日程度)	資格の証明、事業計画書、管理に係る収支計画書及び団体の経営状況を証明する資料等の添付
10月上旬	指定管理者選定審査会の開催(第2回)	指定管理者の候補者を選定 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると判断するときは、本市の出資団体又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定する。
10月中旬	指定管理者の候補者の答申	指定管理者選定審査会において選定された指定管理者の候補者について、市長に答申する。
12月	指定議案の提案	12月議会で「公の施設の名称」及び「指定管理団体の名称」を議案として提案
12月	指定の告示及び通知	議決後、指定の告示を行い、指定管理者に指定通知を送付する。市民への周知として広報紙等を通じて周知する。
平成31年 1月	協定書の作成及び締結(基本協定)	指定期間内の包括的な事項に関する協定書を作成し、指定管理者と協議及び調整の上、締結する。
1月	指定管理者と管理内容についての協議	4月から適正な管理ができるよう指定管理者と事前に協議する。
4月1日	年度協定の締結	各年度の管理料等について定めた協定書を締結する。
4月1日	施設管理の開始	

みよし市立老人憩いの家施設概要

参考資料



- | | | |
|---|-------|------------|
| 1 | 名称 | 新屋老人憩いの家 |
| 2 | 所在地 | 三好町池ノ原1-21 |
| 3 | 構造 | 鉄骨造平屋建 |
| 4 | 開館年月日 | 昭和55年4月1日 |
| 5 | 敷地面積 | 2,846.53㎡ |
| 6 | 延床面積 | 228.09㎡ |
| 7 | 施設内容 | 和室、談話室等 |



- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 名称 | 中部老人憩いの家 |
| 2 | 所在地 | 三好町宮ノ越30-1 |
| 3 | 構造 | 鉄骨コンクリート造平屋建 |
| 4 | 開館年月日 | 昭和46年4月1日 |
| 5 | 敷地面積 | 1,904.80㎡ |
| 6 | 延床面積 | 468.21㎡ |
| 7 | 施設内容 | 集会室、娯楽室等 |



- | | | |
|---|-------|-----------|
| 1 | 名称 | 三好下老人憩いの家 |
| 2 | 所在地 | 園原二丁目1-1 |
| 3 | 構造 | 鉄骨造平屋建 |
| 4 | 開館年月日 | 平成3年1月1日 |
| 5 | 敷地面積 | 1,130.12㎡ |
| 6 | 延床面積 | 335.60㎡ |
| 7 | 施設内容 | 和室、娯楽室等 |

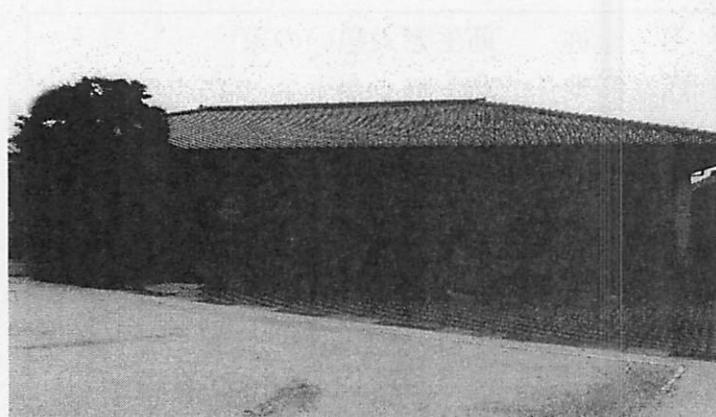
みよし市立老人憩いの家施設概要



- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 名称 | 西一色老人憩いの家 |
| 2 | 所在地 | 西一色町ノ林14 |
| 3 | 構造 | 木造平屋建 |
| 4 | 開館年月日 | 昭和53年4月1日 |
| 5 | 敷地面積 | 411.07 m ² |
| 6 | 延床面積 | 128.31 m ² |
| 7 | 施設内容 | 和室等 |



- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 名称 | 福田老人憩いの家 |
| 2 | 所在地 | 福田町東屋敷91-2 |
| 3 | 構造 | 鉄骨造平屋建 |
| 4 | 開館年月日 | 昭和48年4月1日 |
| 5 | 敷地面積 | 763.18 m ² |
| 6 | 延床面積 | 421.61 m ² |
| 7 | 施設内容 | 集会室、和室等 |

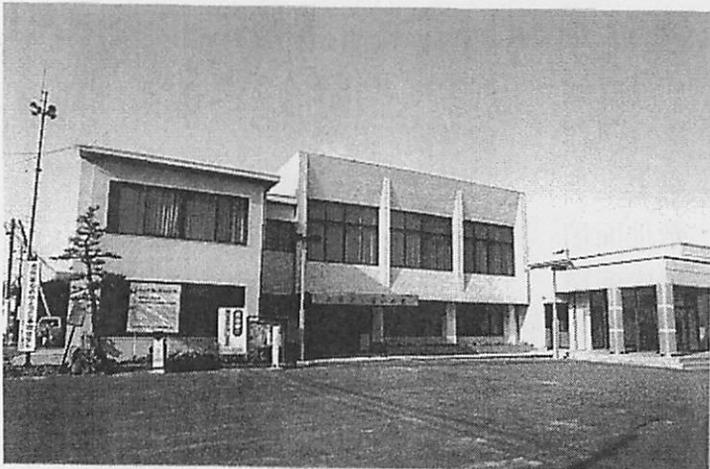


- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| 1 | 名称 | 明知上老人憩いの家 |
| 2 | 所在地 | 明知町東谷30 |
| 3 | 構造 | 鉄骨造平屋建 |
| 4 | 開館年月日 | 平成13年7月1日 |
| 5 | 敷地面積 | 1,504.76 m ² |
| 6 | 延床面積 | 261.44 m ² |
| 7 | 施設内容 | 大広間、和室等 |

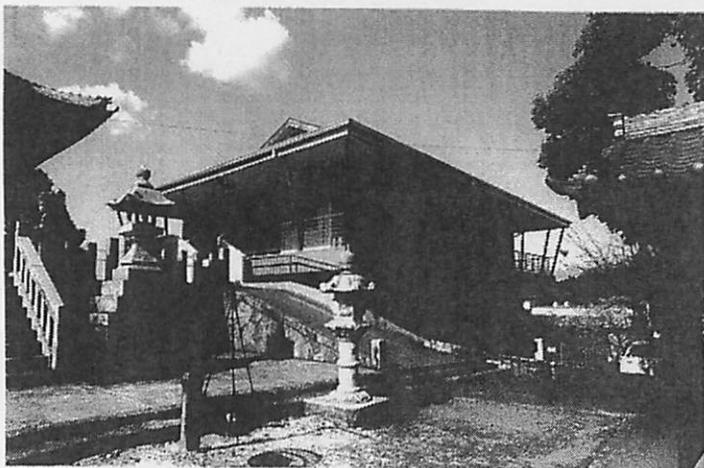
みよし市立老人憩いの家施設概要



1	名称	明知下老人憩いの家
2	所在地	明知町下屋敷16-3
3	構造	鉄筋コンクリート造平屋建
4	開館年月日	昭和54年4月1日
5	敷地面積	2,709.24㎡
6	延床面積	299.81㎡
7	施設内容	集会室、娯楽室等



1	名称	打越老人憩いの家
2	所在地	打越町前田27-1
3	構造	鉄骨造平屋建
4	開館年月日	昭和50年7月20日
5	敷地面積	1,246.57㎡
6	延床面積	514.34㎡
7	施設内容	大会議室、和室等

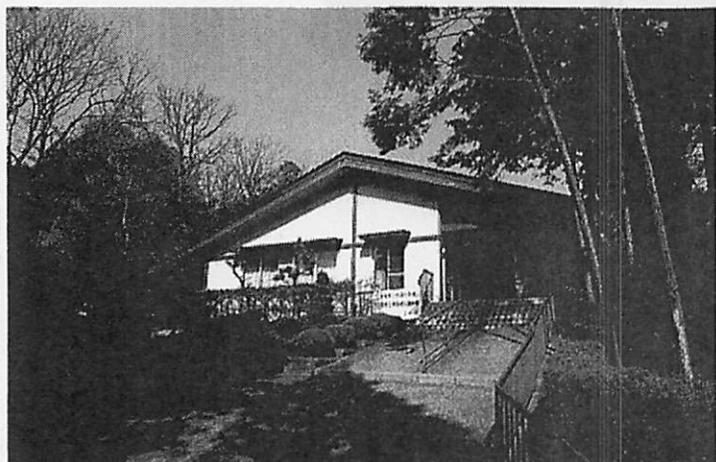


1	名称	苜生老人憩いの家
2	所在地	苜生町小金下3-1
3	構造	鉄骨造2階建
4	開館年月日	昭和49年4月1日
5	敷地面積	2,435.37㎡
6	延床面積	336.82㎡
7	施設内容	集会室、和室等

みよし市立老人憩いの家施設概要



1	名 称	福谷老人憩いの家
2	所 在 地	福谷町下蔵屋敷1
3	構 造	鉄骨造平屋建
4	開館年月日	平成7年7月1日
5	敷地面積	2,453.87㎡
6	延床面積	554.63㎡
7	施設内容	集会室、休憩室等



1	名 称	黒笹老人憩いの家
2	所 在 地	黒笹一丁目10-4
3	構 造	鉄骨造平屋建
4	開館年月日	昭和52年4月1日
5	敷地面積	1,090.00㎡
6	延床面積	221.13㎡
7	施設内容	集会室、娯楽室等



1	名 称	東山老人憩いの家
2	所 在 地	三好町東山45-1
3	構 造	鉄骨造平屋建
4	開館年月日	昭和58年4月1日
5	敷地面積	766.20㎡
6	延床面積	205.45㎡
7	施設内容	ホール、和室等

明知下ふるさとふれあい広場



1 位置図



2 面積

3, 795. 45m²

3 平成29年度利用状況

延べ12,000人

太陽の広場 施設概要



太陽の広場全景

名 称	太陽の広場
所 在 地	みよし市福田町東屋敷43番地3
開設年月日	昭和57年4月1日
面 積	3,319.00㎡
施設の内容	多目的広場 付属施設：トイレ